

県民生活審議会
第3回 参画・協働推進専門委員会議事要旨

- . 日時 平成17年3月16日(水) 10:00~12:00
- . 場所 兵庫県公館 第2会議室
- . 出席者 委員：小西委員長、山下副委員長、小沼委員、小林委員、白川委員、野崎委員、速水委員、森委員
県：清原理事(参画と協働・男女共同参画社会担当)、井筒県民政策部長、木村地域協働局長、藤原参画協働課長、沖本参画協働システム係長
- . 議事 参画と協働の検証の考え方について
「地域づくり活動の事例集(仮称)」の最終案について

. 主な内容

1. 参画と協働の検証の考え方について

(検証の考え方について)

- ・ 条例、指針・計画を策定し、やっと本格的に推進しはじめて、すぐ検証を行うのは本当は辛い。検証作業は、条例の見直しに特化せず、上期のアウトプット、アウトカムの把握を、今後の施策推進のためにも活用できるデータ収集と考えてはどうか。
- ・ 施策の検証やケーススタディと、意識調査の両方合わせて実施するとなっているが、前期で施策の検証・評価を行い、それを基にして後期に意識調査やケーススタディ、市町担当課長会議などを実施するのが適切な方法ではないか。
- ・ 事業評価や意識調査が条例の検証・評価にどうつながるのかが分かりにくい。当初案にあったが、具体的なしくみの規定をどうするのかというフレームが必要ではないか。
- ・ 検証・評価を行った上で、もっと県民が参画・協働できる具体的なしくみを条例に加えていくという形が本来だとは思いますが、今すぐそれをやるには限界がある。
- ・ 庁内各部署で実施している様々な検証作業にあたっては、実際の事業が進まないということにならないよう、年次報告で補える部分は補うなど実施方法も考えた方がいい。
- ・ 17年度に入るとすぐ、各地域から「こういう活動を支援してほしい」という依頼が県民局に出てくる。そういう依頼を検証作業との関わりの中でも生かしていただきたい。

(施策・事業の評価(アウトプット)について)

- ・ 県の各課や県民局が取り組んでいる事業の評価にあたって、ディスカッションした上で検証ができるのかがポイントだろう。

(県民意識の把握(アウトカム)について)

- ・ アウトカムについては、目標となる基準がないのでトータルな評価は難しい。今回は、

1回目なので、新しいしくみができて、前とどう変わったかに視点を置いて評価することが適当であろう。2回目以降はそれを踏まえて基準をつくれないうこともない。

- ・「参画と協働に関する県民意識・実態調査」と「地域単位でのケーススタディ」を対応させ、補完関係になるよう考えてはどうか。
- ・アウトカム調査は、ご意見を聞くと同時に、県がこういうことをやっているというPRにも使うなど、たくさんの役割を兼ねて実施していただきたい。
- ・意識調査にあたっては、「県民の参画と協働の推進に関する条例」がつけられた経緯、これまでの取り組みなどのサマリーがないと答えられないのではないか。
- ・調査対象を一般県民と地域団体代表などの二つに分けているが、質問事項は、活動をリードしている人とそうでない人との違いなどに配慮することが必要である。
- ・「自分なら地域で何ができるのか」「なぜ今それができないのか」という調査項目を入れるべきだと思う。それによって参画と協働について学習する機会になる。
- ・地域単位でのケーススタディでは、地域団体の代表などだけではなく、世帯別の夫婦単位で意見を聞くなど、さまざまな意見を反映するための工夫が必要である。
- ・地域単位でのケーススタディの対象地区選定にあたっては、優等生を選ぶのか、普通のところを選ぶのかで、結論が大きく異なる。選定の基準が難しい。
- ・県職員対象の意識調査では、どういう立場で書くのか。意識調査は個人を対象に実施するものだから、具体的なアンケート項目はよく検討した方がいい。

(市町と県との関係について)

- ・参画と協働に対する各市町の考え方がばらばらでは効果が上がらない。各市町に、半ば強制的にでも、「参画協働課」「参画協働係」をつくるよう指導してはどうか。
- ・市町と県は対等協力の関係が基本である。県が市町を拘束するものではない。
- ・県が推進している参画と協働が、市町の担当課長にどう評価されているのかについては、ダイレクトに意見交換をしたほうがいい。それが市町と県の連携にもつながる。
- ・地域の住民と直面しているのは市町であり、県は一段階外から関与すべきではないか。そういう意味でも、まず市町議会議員に話を聞くのが、県の本来の姿ではないか。
- ・市町議会議員が参画と協働をどう思っているのかは重要な問題である。県が、直接、県民や市町職員と話しをすることを、市町議会議員は理解あるいは反発しているのか。
- ・現地解決型機能を高めるため、県民局を8から10に増やし、県民局単位で市町長、県議会議員も含めて議論を行う場があるという大事な情報が県民には聞こえてこない。
- ・NPOへの市町の委託事業と、県の委託事業が重なっていて混乱を招く。県民の立場に立って、誰のための参画と協働なのかということをもっと打ち出していきたい。

(条例附則2の規定について)

- ・この条例が「成長する条例」であるとすれば、一定の期間を過ぎれば再度、見直すという条例附則の検証規定は、検証結果を踏まえて再度規定する必要があるだろう。
- ・この条例の制定にあたって県議会と協議したときには、様々な経緯を踏まえて、3年後にこの条例の廃止も含めて検討するということが、附則の検証規定の趣旨だった。

(県議会との調整について)

- ・ 参画と協働は、間接民主制から直接民主制へ近づくものだと考えている。その過程においては、行政に対するチェック機能を持つ議会と協議しておくことが重要である。
- ・ 直接民主制的な取り組みである参画と協働と、代表民主制とをどう擦り合わせるのかというのは究極の問題である。
- ・ 参画と協働では、「ともに知る」「ともに考える」「ともに取り組む」「ともに支える・育む」とはいつているが、「ともに決める」とはいつていない。条例や予算などの決定は、間接民主制に基づく県議会の機能である。
- ・ 県議会も、県民ニーズを把握するような取り組み、例えば、地域で議会や公聴会を開催するといったようなことをやってはどうか。

2 . 「地域づくり活動の事例集 (仮称) 」の最終案について

(事例の更新について)

- ・ 掲載事例一覧表の空欄のところの活動が出てくれば、それを補足していきたい。
- ・ 今後は、事例の更新等も可能な形でインターネットで展開し、冊子は5年に一回くらい3,000部程度つくるという発想でいいのではないか。

(インターネットを活用した発信について)

- ・ 時間はかかっても、インターネットで発信できるように、作り直すことが望ましい。
- ・ その場合、事例の検索だけでなく、事例の中から「きっかけ」の部分だけを取り出すなどの検索機能の充実や、カラーで印刷できるようにしていただきたい。

(活用方法について)

- ・ 県民局の会議や委員会などではネットやCD-ROMで見てもらい、印刷物は、それでは見られない方々にできるだけ多く配ってほしい。
- ・ 応募してくれた75団体のうち、例えば、夢会議を活用するなど、5団体ずつくらいに発表する機会を設けてはどうか。
- ・ 「県民だよりひょうご」の紙面について、地域のページを充実できれば、その中で、このような事例など地域のタイムリーな情報を県民に提供していきたいと考えている。

3 . ボランティア de 元気プログラムについて

- ・ コラボネットや県民ネットとの関係を整理する必要がある。
- ・ 基金事業は、活動に対する支援といいながら、例えば、NPOという言葉が多く見え、組織ありきになっているように見える。
- ・ 基金事業は、NPOに特化した事業ではない。地域団体、グループなども支援対象である。情報の発信のしかたを工夫する必要がある。

. 閉会